

○厚生労働省告示第三百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のように加える。

1110 中心静脈留置型経皮的体温調節装置コンパロールユニット

別表第2に次のように加える。

1957 オゾンガス消毒器

1958 単回使用皮下注射用針

1959 能動型機器接続用ストリップコックバルブ